



社会福祉法人 青い鳥

横浜東部就労支援センター

5月のお知らせ

☆ほっとフライデー (要予約)

5月21日(金)
17時から19時

ほっとフライデーとは

就労中の登録者対象の夜間相談です。毎月第3金曜日の午後5時から7時まで、予約制で実施します。

☆相談を希望される方は事前に担当者までご連絡ください。

※緊急事態宣言が発令された際は中止とさせていただきます。その際は、こちらに掲載いたします。

～来所される方へのお願い～

コロナ対策のため、以下の対応をお願いします。

- ・マスクを着用しての面談
- ・来所時に検温と手指アルコール消毒の実施
- ※37.5℃以上の場合は、面談は延期とします。
- ・相談は時間短縮で対応させていただきます。

横浜東部就労支援センター

〒221-0045

横浜市神奈川区神奈川 2-14-17

加瀬ビル 3階 301号室

TEL:045-450-5181 FAX:045-450-5185

センター開所時間

午前8時45分～午後5時15分

(土、日、祝祭日休)



○まん延防止等重点措置が発令されました○



4月20日に「まん延防止等重点措置」が発令され、引き続き新型コロナウイルス感染対策を徹底の上、横浜東部就労支援センターの業務を行っております。

センターへの相談に関して、通常通り受け付けていますが、来所が不安な方は、電話の相談も可能ですので、ご相談ください。その他、緊急の場合やお困りの場合は、センターまでご連絡ください。

○横浜市のホームページに、こころの健康を保つためのヒントが記載されています。必要な方はアクセスしてみてくださいね。

[こころの健康を保つために～with コロナ～ 横浜市 \(yokohama.lg.jp\)](https://yokohama.lg.jp/)

☆新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

新型コロナウイルス感染症及び、まん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方に対し、支給します。時短営業などで勤務時間が短くなった方や、シフトの日数が減少した方も申請できます。HPでご確認ください。

[新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 \(mhlw.go.jp\)](https://mhlw.go.jp/)

☆ビジネスマナークイズ

訪問時や偉い人の個室に入る、お客さま訪問する、そんな時ノックは何回叩いていますか。



①3回 ②2回

正解は・・・

①3回 ビジネスマナーのノックは3回が正解です。もし、2回にすると「トイレのノック」になります。

ほっとひとこと



新緑がまぶしい、さわやかな季節になりました。ツツジやチューリップのあざやかな花たちも目を楽しませてくれますね。